

## 西宮市障害福祉推進計画策定委員会（令和2年度第1回）議事要録

### ○日時

令和2年（2020年）8月20日（木）14時00分～16時00分

### ○場所

西宮市役所 本庁8階 813会議室

### ○出席委員

北野会長、角野副会長、安東委員、大谷委員、佐藤委員、清水委員、庄司委員、関本委員、高田委員、谷口委員、西田委員、原委員、藤田委員、本田委員、増田委員、松本委員、三浦委員、室委員  
計18名

### ○傍聴者

1名

### ○次第

1. 開会
2. 傍聴の許可
3. 議事  
(1) 西宮市障害福祉推進計画（骨子案）について
4. 閉会

### ○資料

- ・【資料1】西宮市障害福祉推進計画（骨子案）
- ・【資料2】西宮市障害福祉推進計画に対する意見等

## ○議事要録

会長

本日の議題は1つです。西宮市障害福祉推進計画（骨子案）について、事務局からの説明後、各委員からご意見をいただきたいと思います。

事務局

（ 下記の議事について説明 ）

（1）西宮市障害福祉推進計画（骨子案）について

会長

どなたからでも、どの部分からでも結構ですので、ご意見をお願いします。

委員

国の動向とか県の動向を見なくてはいけないのは十分承知しているのですが、やはり西宮市としての取り組み、こうしたいという思いがなかなか我々に伝わってきづらいものがあって、西宮市としての取り組みという独自なものを何か教えてください。

会長

西宮らしさというのがどこにどのように入っているのかというご質問ですので、説明できる分があれば、説明していただいて、他の方もそれについてご意見があればお願いします。

事務局

重点的な取り組みに「共生社会の実現に向けた理解の促進」というところがあります。その中に「障害のある人の理解の促進」や「差別解消の推進」というところで3月に条例を制定いたしまして取り組みを進めているところですので、この部分を西宮市らしさというところで進めていけたらと思っています。

会長

基本的な理念や将来像や基本目標については、今の計画を作った際に議論しましたので、できるだけ西宮らしいものをということで皆さんからお知恵を出していただいたところですが、本当にこれで良いのかというのが一つと、それを踏まえて理念は良いのでそれに基づいて各分野でそれができているのかということについていろいろなご意見やご質問をいただけたらと思います。

委員

ありがとうございます。わかりました。

委員

今のご質問に補足も含めてですが、西宮らしさがどこにあるかということについては私もこう

いった形できちんと話していくことが大事で、それと関連するのですが、「本計画の分野別の取り組みのうち、「1 相談しやすい体制づくりと権利擁護支援の充実」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるとともに、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護を推進する内容とします」と書いているわけで、これを受けて西宮市では成年後見制度利用促進法に基づき、促進計画を作るのですが、西宮市の場合は一人ひとりの存在を本当に大切にするという意味から成年後見事業の促進ではなくて権利擁護支援だ、だから西宮市は権利擁護支援推進計画を作るのだと。しかもそれを単独計画にするのではなくて、それぞれの諸計画にそれぞれ反映をさせて、最終的には西宮市の地域福祉計画に明確に反映をさせていく。そういう意味で、推進会議で部会を作って、提言書を提出したのです。そこに一人ひとりの本人中心の支援状態とか、あるいは日常生活自立支援事業も重要性とか意義とか、そういったことも含めて提言には盛り込んだつもりでいます。

ところが、今回の資料では、前の計画と同じだと思うのです。それが、対応しておかなければいけないのではというのが一つです。

それともう一つは条例ができたところは変わっているのですが、西宮市にとっては条例が制定されたということは大変なことです。そのことを障害者計画の中に明確に反映するというのは必要だと思います。それらの点で、非常にトーンが低いというか、我々は障害者計画の方から一人ひとりの権利擁護みたいなところが、地域福祉展開にもなっていく、そういうものが西宮らしさで、その辺りをきちんと反映させてもらえたらと思っています。

#### 会長

委員から大きく2つ提議がありました。一つは「成年後見制度の利用の促進に～権利擁護を推進する内容にします。」と書いてあるが、そのために権利擁護システム推進委員会もワーキング部会を設けて提言を委員も含めて、いただきました。その提言を踏まえた中身がどうももう一つ反映されていないのではないかと。表現が一緒ではないかということで、これは少し気になるころではありますので、どのように提言の中身を反映しているのかということについてもう一度深掘りした議論を、中身を展開していただきたいというのが一つです。

それから、障害者の差別解消に基づく条例を作っていただきました。非常によくできたと思います。条例を作るだけでは意味がないのではないかと、条例を作って西宮市としてどう取り組むのか、どんな展開をしてくれるのかについてももう少し具体的に3年かけてやるので、もう少し何かできないのかというのが委員のご意見とご質問です。

#### 事務局

ご意見をいただきましてもう少し内容を、項目のところや分野別の取り組みのところ、対応するところがありますので、いただいたご意見を元にもう少し詳しく対応をしたいと思います。ありがとうございました。

#### 委員

2点伺いたいのですが、一つは清水さんがおっしゃったように条例ができたというのは非常に大きなことだと障害を持っている当事者として思うのですが、周りに聞いてみると「えっ、無か

ったのですか」という感じなのです。それと条例の名称が長くて言い辛い。だから愛称的な何か呼びやすい名称があればというのが一つです。

それから2つめですが、「就労と工賃の向上に関する支援の充実」というところで、B型事業所というのはA型と違って最低賃金がないと思います。私の場合ですと賃金は日当で600円、半日だと300円。仕事内容によっては100円で働いているのですが、工賃の向上は死活問題のところであって、今後の具体的などころをお聞きしたいのです。

会長

条例の周知徹底方法に向けて、何か良い愛称はありますか。

委員

難しいですね。

会長

次回までの宿題で皆さん愛称を1～2案を考えてきていただくということで。中身がわかりやすい愛称があるということは大事ですね。それからもう一つ大事なところは、B型の就労計画を含めて最後の「経済的自立に向けた工賃向上の支援」というのは大事なところですので、私が高市の計画の委員会に携わっているのですが、ここでもやはり今の厳しい状況の中で賃金向上というのは、国がおっしゃっているのです。具体的にどうすればよいのかというのは出てこないのですが、もし何か皆さんアイデアがあったら教えていただけたらと思います。

委員

計画の基本目標の中で、「障害のある人の社会的・経済的自立と、多様な働き方のニーズに対応できるよう、雇用機会の確保に努めるとともに就労支援の取り組みを進めます。」と書いていただいている。委員がおっしゃったように経済的自立ということが本当にその人らしく働いてその人なりに稼げるようなやり方というのがどういうものであるかということを示していく必要があるのではないかと思います。そして一般就労への支援だとかいろいろなご努力をいただいております。私もこの会に長く携わっていますが、ずいぶん進んできて、皆さんの意向が吸い上げられてきているように思うのです。ですから自立支援協議会のご努力もあり、そして委員の皆様のご発言なりの努力の結果、このようにきているわけですから、今度本当に経済的自立というのがどういうことを目指してどこまでできるのかということを示していく必要があるのではないかと思います。西宮市の障害のある方を雇い入れるという動きは市自らもやってくださっているように思いますし、それを進めていくと聞いていますので、あらゆるところでそういうところの自立ができるかどうかかわからないですけどそれに近い方向に行けるように努力していければと思っています。

会長

ありがとうございました。就労支援に向けて数値目標なりをどのように考えたらよいかということについて何人かの委員さんのご意見をいただきましたので、それも踏まえて就労のことにつ

いてお話をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

#### 委員

資料の最初のところに意見を書かせていただいたのですが、この第5期、6期の策定をやっている間に就労の現場が大きく変わっているのかなと思います。それに伴ってB型の事業所や、A型も変わってきているのかと思っています。まず一つ委員が言われた市の独自性という部分では、西宮の就労への移行というのは事業種別を問わずに就労支援をやってもらっているというのは大変大きいと思っています。他市の場合は就労移行支援事業所から就職というのが普通の流れなのですが、西宮の場合はB型から就職、A型から就職、地活から就職というような流れがとても大きいのが特徴かと思っています。それはしごと部会の存在が大きいのかと思っています。

#### 会長

今おっしゃったように西宮では自立支援協議会しごと部会がある程度やってくさっていると、資料に「西宮スタンダードを構築する」とありますが、「西宮スタンダード」というのはわかっている方もいらっしゃるが、少し詳しく教えていただけますか。

#### 委員

就労移行支援事業所だけが就労に取り組んでいるわけではないというのは西宮独自の取り組みかと思っています。そういう取り組みというのは他にもたくさんあると考えます。あいサポート運動もそうですし、これが西宮の強みというところをもっと前向きに出していくというのが必要なのではないかと思っています。

B型の工賃向上については、西宮の就労への取り組みと考えた時に1つの事業所の中にそこが働く場である人と、就労を目指す人の2パターンがいると思うので、それを一括して工賃向上として考えてしまうと、全体的なバランスで、工賃が高い人と低い人の流れが出てきたり、高い給料をもらっている人も次の就労に向けて動いているという流れがあるのであれば、工賃向上という数値目標だけでは測れないことが出て来ているのではないか。だからB型でもっとお金が欲しいと思えば併せて一緒に相談していただいて就労にというのが、これも「西宮スタンダード」という言い方をしているのかと思っています。

#### 委員

工賃の引き上げは大切な課題だと思います。全国的な課題だとも思いますが、他の自治体では従来なかった取り組みを始めているところもあります。そもそも、就労支援や作業所の多くは場の提供が第1で、第2に中間支援で、西宮においては、行政やジョブステーションが事業所を応援しています。他の自治体では市がもっと積極的に関わっているところもあるので、計画に書けるかは別として、西宮にもまだ可能性があるのではないかと思います。

また、小さな点ですが重要なところで、前の計画の中には障害者差別解消支援協議会の整備ということが書いてありました。今回はそれが書いてありませんが、おそらくは条例の中でそういう取り組みが設定されていて重複するので外したということだろうと思うのですが、それを確かめたくてお尋ねします。

## 事務局

ご指摘の通りでして、前回の計画策定時には条例がまだなくて、書かせていただいております。今回条例が施行されてその条例の中に協議会のことも書いておまして、資料では周知啓発、仕組みづくりに含まれていると考えております。ただ、協議会の整備というのは重要と考えておりますので、今後も引き続き整備を図って参りたいと思います。

## 会長

これについては表記をきちんとしておいていただかないと気にされる方もいますのでよろしくお願いたします。

## 委員

西宮市らしさというところで、どこの市町村よりも自立支援協議会は活発に動いている方かと思えます。各関係団体の皆様、当事者の方に活発に意見をいただいております。西宮市ともいろいろ話し合いをしながら、できるところは整備していき、いろいろ課題も出させていただいております。今回これを見させていただいたときに、ほぼ協議会から出ている課題という部分は書いてあると思っています。それをどう解消していくのかというのはこれからの動きになってきています。協議会の仕組みでも少し工夫をして、検討委員会であったり、当事者部会の方も作らせていただきながらやっています。

この課題の中でも協議会、各種団体当事者の皆様のご協力を得ながら、協議会として取り組んで解消できる課題と、行政の方でないと解消できない課題をきっちり整理していきたくと思っています。協議会でも実際課題はあります。たくさん事業所に参画していただいているのですが、この西宮のいろいろな課題の解消に向けて我が事と思って取り組んでいく気持ちがなかなかそろっていかないときもあります。いろいろな新しい事業所が参加していく中で、協議会の中で周知徹底しながら、例えば当事者への啓発、差別解消法のことでも結構当事者の方が知らない、現場の職員も支援員も知らないことが多い。周知していきましょうとこれだけ言ってもやっぱりしていかない何らかの原因というのがどこにあるのか。それは行政だけの責任ではなくて、各事業所、各団体から出て来ている人たちがどこまでその意識をもって自分の場所に戻って、そこで周知を図ってくれているのかも含めていろいろな課題を感じています。

もう一つ行政という課題でなかなかお金をつけてもらえないと、難しいところが、今、検討委員会で拠点整備のことで、相談と緊急対応というお話をしていますが、これまではみんなの頑張り、努力の中で何とか乗り切ってきた。でもこのご時世、それがこれからも続いていくとは限らないのです。昔のように皆さんのボランティア精神でやってくれるのかというとなかなか難しい時代に入ってきた。確かに緊急とは何かを決めるのは判断基準が難しい、作りにくいということがありますが、そこは本人中心支援計画であったり、本当にそれが緊急対応であったというところの基準等も検討委員会にどんな場面で緊急があったという事例を集めて出していますので、そういったところで考えていただいたり、児童療育に関する相談支援の充実と切れ目のない相談支援体制、児童の相談というところを連携しながら学校と現場ではやっています。こども未来センターの課題というのもたくさん出てきています。そこは皆さんご承知だと思うのです。では、その解消に向けてどうやって行けるのかというのは行政でしかできない部分であったり、インク

ルーシブ教育の部分もそうであると考えています。

最後にグループホーム、集合生活の場の確保についていろいろなところで分かっている課題をしっかりと今後どういう協議の場を設定しながら進めていくのかということだと思っていますので、これに対して私は特に質問はありませんし、そうだなと思って見させていただいていますが、西宮らしさというのは協議会としても地域の場としていく中で、いろいろな方とも連携しながら様々なまちづくりを目指していくというもう一つの役割をもって、やっていきたいと思っています。

#### 会長

ありがとうございました。おっしゃるとおりで、地域の課題や当事者の課題や分野ごとの課題はしっかりと整理していかなければ。例えば「インクルーシブ教育システムの構築」のところで、「障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ仕組みを構築する」と書いてあるのですが、それに向けての一定の方向性や具体的な課題設定が本当に出ているかということ、今一つだと感じます。3年の間にせめてそれぞれの項目について、方向性と具体的なことをやりましょうということを書いてほしいとは思いますが。そうでないと何のための3年計画なのかという感じがします。そういうところも含めて皆さんのアイデアなりご意見なりがあればお受けいたします。

#### 委員

インクルーシブ教育のことなのですが、私はリウマチになって入院していました。入院しているから学校教育を受けられないのです。小児科に院内学級があったので、すごく助かりました。留年しますかと言われるくらい学校に通えていなかったのですが、院内学級があったおかげで小学校を卒業できたのですが、まず一つ提言というか質問も含めてなのですが、西宮市内の院内学級はどうなっているのか、もしそういうものがまだ整っていないのであれば考えてほしいと思って発言させていただきましたがどうでしょうか。

#### 会長

入院時の子どもに対する教育支援ということについてお願いします。

#### 事務局

西宮市は院内学級を兵庫医大の中に設置しております。治療に専念をしなければならない状態はドクターの指示が出ませんので、ドクターの指示が出て病室から院内学級の部屋に行って学習ができるというところまで体力・体調が整った子供に対して学習できるようになっております。院内学級はいつでも立ち上がっているわけではなくて子供が0人の時もありますので、すでに誰かが勉強をされていて学級があれば、ドクターの指示があれば即勉強に入れますが、0人のところから1人目が勉強できるようになったというときには、教員の配置をするに当たって、手続き上時間がかかってしまうということもあります。そういう形で子供たちの学習が可能な状態で主治医から許可が出たら院内学級ということで教育を受けられる体制になっております。

## 会長

病院の子供さんも義務教育を受ける権利がありますから、そういうことをやっているということなのでよろしくをお願いします。ありがとうございます。

## 委員

昔、相談支援事業をしていたので、相談員として動き回っていたころは阪神間で市ごとにかなり違うと知ることになったのですが、実際に今、他市で仕事をしていても西宮市のシステムと他市のシステムが、違うということを感じています。そういう意味では地域に合った支援の在り方というのがそれぞれあるのだらうということなので、やはり西宮らしさとか西宮ゆえにというような計画づくりというのが求められてくるのだらうと思っています。

何年前はこうだったということであっても状況は変わっていますし、今回のコロナを含めて災害というような視点というのは必要だと思います。資料にも、「コロナウイルスの影響についても考慮して」と書いてあったのですがやはりそのように思います。本当に身近な問題として災害やウイルス関係、感染症ということはどういうふうに市の施策の中で扱っていくかというところは今回盛り込んでおくべきではないかと思います。よくマスコミでも報道されていますように障害者雇用の面では障害者が解雇されたり、一番立場の弱い方に災害とか困難時には負担がいくというようなところがありますので、西宮市ではそういう場面でも決してそんなことはないのだというようなところを計画の中でしっかり謳っていくと、そういうことが西宮らしさにつながるのではないかと個人的には思います。

それから地域生活支援拠点の話で5項目ありまして、この考え方は大事で、事業としても大事だと思うのです。ですから今後の課題の中で身近な地域で相談を受けられる体制とか、身近な地域で何があっても支援をしていただけるような体制というようなところでは、今ある制度自体の見直しというか、今これだけあるから十分ということではなくて、きちんと機能しているかという評価をする場面が必要なのではないかと思います。特に地域生活支援拠点の中では緊急の部分の受け入れや検討もこれからされるということなのですが、そういう時に本当に受け入れられるのかどうか、例えば今コロナウイルスの真ただ中ではありますが、ご家族に感染者が出られてご本人さんが一人にいるというような状況の中でその人が生きていける場所を探していく必要があると思うのですが、そういうところが実際に機能しているかどうかを含めて検討が必要なのではないかと思います。

それから災害時に福祉避難所の整備ということで私のところの事業所も所在市の福祉避難所の協定を結んだのですが、障害の方が、災害があった時に身を寄せられる福祉避難所というのはまだまだ西宮の中でも高齢者向け避難所は多いと思うのですが、障害の方を受け入れられるような避難所は少ないと思います。また避難所として実際に機能するかどうかというのは、西宮市の福祉避難所のことは利用したことはないもので、あってはいけないことなので普段からのシミュレーションとか訓練的なものをおこなないと本当にあり得ないことが起こる世の中ですので、そういうのを具体的に書いていただくと実際に想定して考えているのだということがわかってより市民の方に伝わるのではないかと思います。



## 会長

私も他市の計画の委員会に出ていますと 1/3 くらいがコロナの問題でいろいろな議論が出て、1 時間のうちで 40～50 分がコロナの問題で、それを 3 年計画にどう入れるかという議論をしています。おそらく大きな災害の問題の一つとして、大きなテーマの中で今後コロナ以外の問題も起こってくる可能性もありますので、きちんと災害の中に入れて展開する、そうしますとこの災害問題と被災時の支援体制の問題が出ますから、シナリオをどう伝えるかという問題と一方でコロナ等の対処の仕方も含めてきちんとした意識を固めておかないと、いざとなった時に大変なことになると思いますので、できる限りきちんとしたシミュレーション、連携の部分を含めてここはもう少し具体化された方が良いと思います。

## 事務局

ご意見ありがとうございます。災害時の支援体制の整備という項目がありますので、そこに感染症対策に対する整備のことについて書かせてもらいます。ありがとうございます。

## 委員

地域社会で助け合わなければいけないということと、個人情報の保護ということでデータを出さないということと、この場合どうなっていくのか。民生委員の方は基本的なデータを持っていらっしゃるのか。災害の時にどの程度のデータを持って対応していくかというのが課題だと思っています。こういう訓練で外に出るのが嫌だとかおっしゃる方は別ですが、でも声をかけてやってみてそれで来ない人は別ですが、一人で家族がいないと行けないという方はたくさんいらっしゃるの、そういうところのデータの管理と確認をしていただきたいと思います。

## 委員

ご心配な気持ちは本当によくわかります。皆さん本当にそうなのです。ただ民生委員が持っておりますのは高齢者実態把握に必要な 65 歳以上の方の名簿、ただそれは自治会長だけなので、表に出すことはありません。社協にも出しておりません。民生委員同士は共有しております。もう一つ障害の方は地域安心ネットワークに入っていて登録していただく方の名簿は担当のエリアの民生委員の方には渡しております。それは私もここに長く関わっておりました時にいざという時に助けてほしいと思っても全く外に出していなかったら地域の人も知らないし関わりにくいということで、本当に助けてほしいと思う人とこちらも助けてほしいという思いがあるので地域安心ネットワークに登録してくださいということをやっております。当初 80 人くらいしか登録していませんでしたが、今は 800 人近くの方が登録して下さっております。いろいろな障害をお持ちの方が自分のエリアの中にいたら平素は何もどうしていると言いに行くわけではないですが、地域の中にそういう方がいるということを知っていますので、万が一の時には声を上げてくださると思います。もちろん声をかけていただくには民生委員自身も無事でないといけない訳ですが、無事であればお年寄りもしかり、障害をお持ちの方に声をかけられるような気持ちは持っております。出しても良いということをご本人が希望すれば、出します。本人の許可なくしてこの人はいくつだとか、介護認定がどうだとかそのようなことは一切出しておりません。それはどうぞご安心ください。委員の近くの民生委員の方も確実にそういうことはお守りいただいて

いると私は思っております。よろしくお願いいたします。

#### 会長

委員はいろいろな自治体の計画をされていたり、自立支援協議会の会長をされていたりするので、個人情報開示の部分と相互の支えあいの部分、その辺の議論というのがもしあれば教えてもらえたらと思います。

#### 委員

災害対策基本法の改正に伴いまして、重度で緊急を要する方等については情報を守秘義務があることを伝えた上で出しています。それ以外の方は自分で手を上げるという方式で見守りの仕組みというところで、それぞれの社協を中心にしながらこういった危機管理の仕組みを作っているところです。災害時に誰がどのように支援するかという個別の支援計画までこれから入っているところで、たぶん危機管理室の方では西宮もやっておられると理解しております。災害に関するところではそのようなところでの救命をしていかなければならない、福祉避難所の整備が進んでいかないというの一点あります。言われているのはそういった福祉避難所の整備はするのですが、ここに呼吸器を持っていくのか、そのようなことはできないではないかという議論も当然あるわけで、その場合どのように解消するかというようなことも今議論をしているところです。

もう一つ先程委員がおっしゃったようにコロナの特別措置法の24条9項ですか、できるだけ家で過ごしてくださいということで、今まで日中活動に行っていた方が、家にいなくてはならなくなったので負担が全部親にかかってくる。一方で、特別措置法でどういう対応をしたかということ、電話での対応あるいは訪問をするわけです。資格があったらいいと厚労省は言っているわけです。そういったところで実際に日中活動の事業所がどういう対応をしたかということです。電話一本でも言わば収入が担保されるわけです。片方は障害のある子をずっと親が抱えて苦しんでいる。そういう状況をどういう手段でサポートできるのか、ここが今そういうところの整備、具体的にどのように支援していくのかということなんです。今解除されていますから元に戻ってきていると思うのですが、どういう対応をしたかということが一つの西宮らしさをどう出していくかということだと思います。しごと部会とかいろいろおっしゃっていただいたのですが、家族を支える仕組みとしてどのようなものがあたら良いのかということ、提案をしながら詰めていければ良いというのが、実施に向けての対応になっているところで、ITを使って基盤整備をすればよいということで、サポートしていく仕組みを構築していこうということです。コロナウイルスの影響を受けながらも計画がこれから3年間あるわけですから少しそういったことを目指すというところを考えていただけたらいかがでしょうか。

#### 会長

一つ教えてほしいのは開示の段階で拒否される方はどうしたらよいのですか。

#### 委員

基本的に、個人情報の秘密保持が法律的に担保されているということで、それは災害に対してもそうです。

## 会長

情報が守られているから出しているのですね。拒否することはできないということですね。

## 委員

西宮の自立支援協議会の中でこのコロナに関して一つ問題なのは、情報収集ということで部会に所属されている当事者や支援者にいろいろなアンケートを毎月しています。これが膨大な量で、まとめきれないのです。今の経過としてはこれを毎月とっていることは今後の支援計画を考えるためのソースとしては非常に大事だと思います。現に育成会の方からもお聞きしますが、「週1回通所が始まりました。けれど後の6日間大変機嫌が悪いのです。」という話も聞いて、支援施設の人に聞くと障害の特性上マスクをすることができないので、感染予防が十分できなくて介護士の受け入れをしながらやっていると。そういう状況の中で、ではずっと来なければ良いのかと、そういう問題ではないのです。社会参加ということはどう目指していくかということ徹底的に考えていかなければいけないし、私も計画相談をやっていますが、電話でモニタリングというのがあったのですが、正直に言うと意味がないと思いました。やはりお会いして生活リズムを把握していく中で、コロナの中、希望が見られていくのかと思うので、その辺りを今回この計画の中に入れるかどうかというのをしっかりと分析をすることが必要でないだろうかと思います。

## 委員

追記なのですが、いろいろコロナに関して困りごとであったり、課題に感じたことを集約していている最中ですが、その中ですぐに解決しないと事業所としても困るであろうという課題については直接協議会として市に緊急提言という形で挙げさせていただいて、しっかりと受け止めていただいてそれに対して回答をしてくださっていたり、いろいろそのことで懇談を持っていただいたりしながら、そういった活動を協議会としても進めていっております。

## 委員

重点的な取り組みのところで「相談支援体制の充実」とか、「障害当事者への周知」とか「権利擁護支援体制の構築」、「地域生活移行の体制づくり」とか「継続的な地域生活支援」、「差別解消の推進」や「共生社会の理念の普及促進」、様々な内容があるのですが、私が3月くらいからすごく思っていることがあります。他市の精神科病院で看護師が精神疾患のある方に対して、虐待事件を起こしてしまったのですが、まずは虐待防止法を適用できない。それから精神保健福祉法の様々な改善命令や指導もなかなか適用できない。やったらそれで病院が解雇しかできない。それで裁判の中で、被害に遭った障害当事者が一切出てこないのです。それは出ていかないということでそういう手続きを取ったのかどうかかわからないですが、出てくるのは被告が出てきたり、この間の裁判では被告人の母親が出てきたりしました。何が言いたいかというと法の管轄外になるのです。不幸にして起こった事件だからといって、ではその人が西宮市民だったらどうするのか。被害者救済をしようとしたときの手段が全くないのです。では届いていかないところにどう届けていくのかということも少し考えていかなければいけないとっていて、今とても狭い精神科病院という範囲の話をさせていただきましたが、地域に回してください。サービス利用をしていない方たちにどう情報提供をするのか、今まさに虐待が起ころうとしているような家庭にどう情報

を届けていくかということも併せて考えていく必要があるのかと思います。この事件は西宮市でも徹底的に考えるべきだと思っています。やはり情報を届けてくれる、声が届くかというところをしっかりと考えていかなければならないと思います。

会長

今のは大事なテーマで、委員がおっしゃったように西宮はこれから成年後見制度の利用促進だけでなく広い意味で西宮市が障害を持っている方や家族の方に様々な権利侵害に対して権利を擁護する仕組みをどう作っていくかということです。だからここは西宮としてももう少し本気を入れて展開していただきたい。他市で起こった問題ではなくて、もし西宮市民がいたらという場合も含めて、どうしていくのかということ今年度は是非踏み込んでできたらと思います。

もう一つ気になるのはこの表現で良いのかと思うのは、国が行う相談支援の体制の充実とか、現実的に身近な地域で、包括的な相談支援の仕組みをどう作るかということについて私はもう少し全体を踏まえたことを考えておかないと、もう3年後はかなり違う展開になる可能性もあります。西宮として国の制度に遅れるのは恥ずかしいので、包括的な相談支援の体制をどうするかということについて考えていけたらと思うのですが。いかがですか。

事務局

その点については内部で検討させてもらって、ご提出できるようにさせていただきたいと思います。

会長

よろしく申し上げます。

委員

行政の総合力というか構築性が、おそらく障害者計画だけど、地域福祉計画のような障害が地域づくりに向かって本当の意味での包括支援体制になってくるわけです。その地域づくりじゃないですか。それに向けての連動性の構築性というのが行政そのものにも本気度がないと絶対に西宮らしさの構築なんてできないです。私たちも必死になって本当の意味の西宮らしさと言っているのですから、そこのところをお願いします。

委員

数値目標のところ、就労移行の人数で、サービスごとに数値目標がばらばらというのも今の西宮に合っているのかということが一つと、もう1点はどうして1.27倍とか1.3倍になるかというのもわからない数字で、これは就労を進めていきなさいということに関しては前向きに捉えなければいけないのですが、西宮の実態として一般就労への移行者数の実績は47~60。他市と比べると10を13にするのとはわけの違う数なのです。それを一律で1.3倍と出ているので、この数値目標というのはどうなのかというところを考えてほしいと思います。それよりもどちらかというと就職を目指すということをきちんとこの数値計画の中で小学校、中学校、高校で就労を考えるのではなくもっと小さいころから考えますという言葉で出す方が良いのかと思ったりします。

もう一つは言葉のところになるかと思うのですが、就労支援なのですが、「就労につながる働きかけの充実や多様な働き方の支援」というところで、結構いろいろなところで「多様化」、「多様な」という言葉が使われているのですが、この計画の中で「多様化」という使われ方をしている言葉は、どちらかというところと一般就労か、福祉的就労かの二択を指しているかどうかという使い方をしているのではないかと思うのですが、この間しごと部会で多様な働き方研究会というのをしたところ、対象者は実は障害だけではなくて、悩んでいる方であったり、高齢の方であったり、いわゆるひきこもりであったり、生活困窮であったり、潜在的なニーズが非常にたくさんある。実際に相談支援の中でもそういう方の相談を実際に受けているのですが、この計画の中には一つの障害者というところだけなのですが、正確な人数が出ていないというところと、働き方にしても一般就労と福祉的就労だけではなくて、20時間以下の雇用が始まりましたし、働き方というのがだいぶ変わってきているので、その部分もここに書かれるときにもう一度きちんと「多様性」という言葉、「多様な働き方」というのをもう一度考える時間が必要かと思います。

会長

委員ありがとうございました。今日いろいろな話を聞いて、「西宮スタンダード」について表現・記録されていない部分があったり、あるいは多様な働き方についても西宮らしさをどう展開するのかという部分や、数値目標がこういう形で良いのかという部分についてももう少ししごと部会とも話をさせていただいて具体的な提案を市の方に出していただいで、就労についてももう少し深堀りできたらどうかと思いますが、どうですか事務局は。

事務局

おっしゃる通り大事なところだと思いますので、しごと部会などと話し合いながらもう少し具体的な目標等を決めていければと思っています。

会長

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

条例についていろいろ討議されていたと思うのですが、最終的に7月1日から施行ということで、市制ニュースにも出ていたのですが、私はいつも見ているので、目に留まっているのですが、なかなか皆さん西宮市に条例ができたということすらご存知ない方があって、私も会員に向けてこのような条例ができましたということを説明するにあたって、リーフレット等出来上がったものをいただいて、何らかの説明があるのかと期待をして伺ったのですが、そういうのがなくて市の会議もずっとなかったもので、皆さんに周知する機会もなかったかと思うのですが、これからそういう機会を作っていただいでいろいろ広めていただけるようお願いしたいと思ひます。せっかくできた条例なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

おっしゃる通りです。パンフレットもわかりやすい版もできております。また今後条例につい

て周知徹底する方法をしっかりと考えていきたいと思ひます。「あいサポート」の部分も含めて展開するからにはしっかりと考えていかなければと思ひておりますのでよろしくお願ひします。では副会長、お願ひします。

## 委員

皆さんどうもありがとうございました。最後に委員から条例のお話がありましたが、「あいサポート」もいろいろと準備をしていましたが、新型コロナウイルスの影響でそのような市民向けの研修ができないというところで、理解していただいている部分もあると思ひますが、これから研修会をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

今日は各委員から様々なご意見を頂戴しまして今日に見えている課題というものは、時代は変化しているのに内容は変わらず残っているのかと思ひました。今日委員からお話があったように西宮らしさというところは行政が今後進めていこうとする方針です。あるいはできることの再検討、あるいは我々事業者ができること、これから進めていきたいことをしっかりとこの場で話し合っていく必要があるかと思ひます。

ただしいつもこの計画を策定していく場面に来ているのですが、計画の具体性をより増していかないと、実行計画が作れないと思ひます。どこを目指して協議しているのかというものをこの委員会の中でも、もう少し具体的な将来ビジョンのようなものをしっかりと盛り込んでいかないと、協議会も本当にたくさんの協議はしています。ただ実行機能が伴っていないというのが前回障害福祉課に整備していただいた事業分類を参考にしながら今回、委員からご進言いただいた地域安心ネットワークの活用とか、取り組んでいるのだけどまだ活用できていない部分があるので、制度上、サービス上、いろいろなものがまだ分断されて残っている可能性があるので、そういったものをしっかりとくっつけていく必要があると思ひます。この会は後2回ですけれどもより具体的な意見を皆さんご発言していただけるようにまた次回ご参加をいただけたらと思ひます。

以上